

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、掛川市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和6年5月7日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 都市計画の種類
東遠広域都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課